



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ライン西インド会社の難破:産業革命期ラインラント・ベストファーレンの貿易構造に関するノート
Author(s)	渡辺, 尚
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(1), 215-237
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31489
Type	departmental bulletin paper
File Information	30(1)_P215-237.pdf



ライン西インド会社の難破

——産業革命期ラインラント・ベスト

ファーレンの貿易構造に関するノート——

渡 辺 尚

一

1814/15年のウィーン会議から1848年の三月革命にいたる三月前期を、プロイセン主導化のドイツ関税同盟の成立は前後に二分している。1830年代半ばまでの三月前期前半期は、西部ドイツ産業革命の進行過程¹⁾において決定的ともいえる重要性を持つ時期であった。

ウィーン会議においては、国境線の原状回復が原則として掲げられたにもかかわらず、プロイセンは結果的にもっとも有効な形で、その領域拡大の布石を打つことに成功した。いまや、ライン下流域全体がプロイセン領に組み込まれたからである。当時すでに産業革命期を経過しつつあった工業的中心地を支配下に収めたことは、ライヒ再建過程においてプロイセンが一貫して主導権を握り続けることを可能にするもっとも重要な条件の一つとなった。

しかしライン工業の側からみれば、このような変革はナポレオン体制下でともかくも保証されてきた一定規模の内部市場の崩壊を意味し、この地域の産業革命の進展に暗影を投げかけるものであった。フランス、ネーダーラントの関税線に囲繞され、プロイセンの東部からは事実上切断され、しかもイギリス製品がライン下流域に氾濫するという苦境から脱出するためには、積極的に海外市場に打って出るほかはないという戦略を工業家たちがとるにいたったのも当然である。このような情勢下でエルバーフェルトに設立されたのが、プロイセン王国における三番目の、そして株券を発行するものとしては最初の株式会社、「ライン西インド会社」[Rheinisch-Westindische Compag-

nie (以下 RWC と略す) である。²⁾

RWC は 1821 年に設立され、1832 年に解散を決議し、1843 年に清算を終結した。したがってその実質的活動期間は、わずか 12 年弱にすぎない。とはいえ、それは三月前期前半期とほぼ重なっているものであり、RWC の解散は単に一企業の破綻にとどまらない構造的意味をもっているとみるべきである。本稿は、RWC が定款で存続期間を 20 年と定めていたにもかかわらず、12 年でその活動を停止せざるをえない状況に陥った原因を、当時形成されつつあったラインラント・ベストファーレン地域の貿易構造との関連で探ってみようとする一試論である。

二

RWC はエルバーフェルトの有力金融業者で市政にもたずさわった Johann Jakob Aders (1768—1825)³⁾ の発起に負っている。1816/17 年の不況の後、かれは 1818 年 3 月 27 日付のハンブルク『дойтчаер・ベоо-п-а-хатер』紙上で、ドイツ工業にとって海外市場開拓が喫緊の課題であることを訴えた。当時すでにハンブルクの C. C. Becher と P. C. Holzschue とが同様の構想を持っており、これを機に三人の協力が始まった。そして 1821 年 2 月 13 日付『エルバーフェルダー・プロビンツィアル・ツァイトウング』紙上にアーダースの具体的な新会社設立案が掲載され、これは他紙にも転載されて当地の商工業者に大きな反響を呼んだ。その結果早くも同年 3 月 8 日エルバーフェルトで引受人総会が開かれ、44 人がこれに参加した。⁴⁾ 市長ブリュエニングの司会の下、当座組合ではなく常設会社を設立することが決議され、アーダース以下 5 人の臨時取締役が定款作成に当ることになった。同年 11 月 7 日にはプロイセン国王フリードリヒ・ビルヘルム三世の認可があり、アーダース以下 5 人はそのまま取締役として選出され、ベッヒャーは総支配人に任命された。⁵⁾ この間最初の支店がハイティに設立され、9 月には会社取引分 102,400, 委託取引分 34,700, 計 137,100 Tlr. の商品がハンブルク籍船トリトン号によって、ハイティのポルトプランス向け積出されたのである。このハイティ

支店支配人にはホルツシューエが任命された。引受人総会から業務開始までわずか半年しか要しなかった速さは、当時としてはなお異例に属する。後述するように、ラインラントにおける商業会議所の新設が1830年代にはいはじめで認可されたこととつき合わせると、RWCに対するプロイセン政府の力の入れようは、それ自体RWCの早期解散の一つの要因ではなかったかと思わせるほどである。

ここでRWCの定款の重要点を確認しておこう。これは7節44条より成る。まず設立目的 (§ 1—§ 2) は、もっぱらドイツの生産物、工業製品を西インド、南北アメリカ、その他の海外諸地域に自己取引 (für eigene Rechnung), あるいは委託取引 (consignationsweise, mit oder ohne Vorschuß, für dritte Rechnung) で輸出すること (§ 1), 会社存続期間は1821年3月8日より20年間とし、資本価値の1/3を減じた時は業務を停止し、解散すること (§ 2), 資本金、株式については (§ 3—§ 7), 1株500ベルリーントーラーで2,000株まで発行し、払い込みに対して株券が交付されること、配当は年4%と定められ、配当金はエルバーフェルトのほかケルン、ベルリン、フランクフルト、ライプツィヒ、ハンブルクでも支払われうること (§ 3), 会社組織については (§ 8—§ 14), 株主総会は当分エルバーフェルトで開催されること (§ 8), 総会は本店所在地に居住する5名の株主より成る取締役会 (Direction) を選出し、さらに総会休会中に会社を代表する監査役会 (Directorialrat) を選出すること、後者は本店所在地より12マイル以内に居住する7名の株主より成り、亜麻・綿・羊毛・絹・鉄加工業、金物製造業、商業・金融業からそれぞれ1名ずつ選出されること (§ 10), 総会における議決権行使は、4株以下1票、5株以上8株以下2票、9株以上12株以下3票、13株以上は4票として、最高4票までにとどめられるべきこと (§ 13), 経営管理については、会社業務は取締役会によって執行されること (§ 14), 取締役会については (§ 15—§ 26), 取締役会したがって本店 (Hauptcomptoir) は当分エルバーフェルトに置かれるべきこと (§ 15), 取締役会は会長 (Präsident) を互選し、会長は3カ月毎に交代すること (§ 17),

取締役は各自1人の代理 (Substitut) を株主の中から選び、非常の場合己を代理せしめること (§ 19), 遊休資金は王立プロイセン銀行に預託すべきこと (§ 22), 監査役会に4ヵ月毎に事業経過を報告し、また事業計画を呈示して協議すること (§ 23, § 31), 監査役に関しては (§ 27—§ 33), 総会休会中は会社を代表し (§ 27), 各自1人の代理を置くこと (§ 29), 総支配人 (Subdirector) については (§ 24—§ 36), 取締役会によって選出され、監査役会によって承認を受けること (§ 34), 取締役会決定事項執行の権限が委任され (§ 19, § 34), 年俸を受け一定の利益配分に与ること (§ 35), 会社経営一般については (§ 37—§ 44), 海外のしかるべき取引中心地に支店 (Comptoir) を設けること (§ 37), 会社に委託される商品に、取締役会は現金払いでの買付価格の半額を超えて前貸しを行うことはできず、またこのような前貸しに対して月0.5%の利子を徴収すること、なお損傷しやすい、あるいは不適当な商品については前貸しを行わないこと (§ 38), 各支店において委託商品および前貸しを含めて、資本金額の1/6を超える額が会社勘定として貸付けられることがないように、取締役会は監督しなければならないこと (§ 39), 外国支店はドイツ製品以外の商品を取り扱ってはならず、毎年取締役会に貸借対照表を送付し、また利益金を送金しなければならないこと (§ 40), 外国支店の支配人は取締役会によって任命され、監査役会の承認を受け、会社計算で行う業務以外の取引に関ってはならないこと (§ 41) 等が定められている。

本店の所在地が当分エルバーフェルトとされ、5人の取締役は当地に、7人の監査役はその周辺に居住することを義務づけられ、議決権行使も株主1人あたり最大限4票に抑えられていることから、事実上ブッパータールを中心とする旧ベルク公領およびマルク伯領、つまりライン河右岸域の工業中心地の製品輸出の振興を RWC の設立目的としていたことは、まず疑う余地はない。定款で「祖国」の物産輸出を謳い、資金はプロイセン銀行に預託し、ベルリン、ライプツィヒ等でも配当金を受け取ることができるとしている点は、プロイセン国王の認可を速かに取りつけるための方便に過ぎなかった

と考えてよいだろう。

また RWC 設立の中心人物はエルバーフェルトおよびハンブルク出身の 3 人であったが、エルバーフェルトに較べて当時 4~5 倍の人口を抱え⁷⁾、やがて RWC のもっとも重要な積出港として機能することにもなるハンブルクに、なぜ本店が置かれなかったのかということは、検討に値いする問題である。エルバーフェルトのアーダースは筆頭取締役役に就任し、ハンブルク出身のベッヒャーは有給の総支配人として経営管理に当り、同じくハンブルク出身のホルツシューエは RWC の橋頭堡ともいべきハイティ支店支配人として赴任した。この首脳人事はすでにエルバーフェルトとハンブルクとの微妙な関係を表現している。しかもアーダースは 1825 年に病没し、ホルツシューエにいたっては、早くも 1822 年任地ポルトブランズで病死している。3 名の発起人の中で最後まで RWC 経営の任に当たったのはベッヒャー 1 人であり、このことも「エルバーフェルトの企業」RWC の早期解散につながっているのではないかと考えられる。総じて、RWC はエルバーフェルト—ハンブルク—ベルリンの微妙な均衡の上にともかくも業務を開始したわけである。⁸⁾

三

RWC の活動はその輸出額の増減によって端的に表現されるが、第 2 表および第 1 図に示されるように、1821 年~25 年の発展期と、26 年~31 年までの衰退期とに明瞭に二分されている。

1821 年秋にハイティ向けに積出された商品は現地で良好な売行きを示し、支店開設も現地政府からただちに認可され、引き続き第二船、同じくハンブルク籍船コンコルディア号がハンブルクからポルトブランズに向けて出航した。このように順調なすべり出しではあったが、1822 年 6 月にはホルツシューエが熱帯病に倒れている。しかも同年 12 月 16 日の大火により支店倉庫が全焼し、これの保険金支払いをめぐる、RWC はオランダの保険会社数社と長期にわたって法廷で争わなければならない事態に追いこまれた。すでに多難な前途が予想される事件ではあった。

とはいえ、1822年のうちにメキシコのベラクルスにも支店が設けられ、英国籍船ローリンズ号が同地に向けてハンブルクから出航している。すでに1821年スペインから独立したメキシコ政府は、このドイツ商品の入荷を歓迎し、ベラクルスばかりか首都にも支店開設を認可した。しかし1823年メキシコ共和国成立とともに内乱状態が発生し、ベラクルスも砲撃され、支店に直接の被害はなかったものの、以降不穏な政治情勢の中で販売活動を続けていかなければならないことになった。

とまれ概して好調な業務で創業期を乗り切ったこともあって、1822年中に810株が引受けられ、23年末までには1,000株が引受けられた。このうち40株はベストファーレン州長官フォン・フィンケ名義でプロイセン国王が引受け、このほかプロイセン皇太子、皇子も株主として名を連ねていた。

初年度輸出額 634,000 Tlr. のうち自己取引分は 309,000 Tlr. ですでに委託取引分が上回っていることが注目される。また復荷 *Retour* としては、ハイティからはコーヒー、メキシコからはスペイン銀貨が主たるものであったが、このほか原皮、原棉、コシニール等があり、RWC の主要輸出品目の一つが綿製品であったことを考えると、原棉を輸入し、綿織物を輸出するという加工貿易の構造が、RWC の業務内容の中に集約されていることは注目すべきことであろう。

1824年も経営は好調で、この年の中にさらに400株が引受けられた。また新しい輸出品目として小麦が登場し、英国籍船オーロラ号でダンツィヒからブエノス・アイレス向けに、プロイセン籍船ルーゼ・ビルヘルミーネ号でシュテティーンから同じくブエノス・アイレス向けに積出されている。メキシコでは麻織物が良好な売行きを示し、ブエノス・アイレスにも支店が開設された。1824年3月24日に開催された第2回株主総会ではスイス・ネーダーラント産品の取扱いが決議され、これを受けてネーダーラント担当駐在員として H. D. Greverus が、また好調な亜麻製品輸出を受けてシュレージエン・ザクセン担当駐在員としてゲルリッツの G. Binder がそれぞれ任命された。

1825年3月14日に開催された第3回株主総会では、アーダースが健康上の理由で取締役を辞任し、すでに死去しているフォン・シャイプラーの後任として監査役に横すべりしたが、かれもまた同年中に病没した。RWCの絶頂期に発起人の中でも中心的役割を果し、また筆頭取締役として経営を指揮したアーダースが死去したことは、以後のRWCの急速な経営悪化を暗示するものであった。

1825年末ハイティがフランスからの独立の代償として特惠関税を供与したとの報がはいり、取締役会はハイティ市場における対仏競争を断念して、ポルトフランス支店の閉鎖を決定した。ポルトフランス向けのチャーター船としては、同年アントベルペンを出航した英国籍船インデペンデント号が最後の便である。

しかしこれより早くRWCはこの年より西海岸進出を決め、英国籍船カニング号がハンブルクを出航し、チリのバルパライソに向かった。以降1828年までに5隻のチャーター船がバルパライソ向けに積出しを行っている。この間ネーダーラントでは委託注文が増大し、またザクセン、ベーメン担当駐在員として C. & E. Harkort が任命され、業務は拡大の一途を辿っていった。

このような業績好調にともない、1825年のうちに残余540株も引受けられ、RWC株には5%のプレミアムがつくまでになった。このため1825年8月27日臨時株主総会が招集され、倍額増資が決定された。新発行2,000株の中1,000株は株主に額面価格で割当てられ、これはただちに全株引受けられた。

しかしここまでの限度であった。1826年初めはメキシコ貿易は順調であったが、この年ブラジルとブエノス・アイレスとが戦争状態にはいり、ブエノス・アイレス港は閉鎖され、ハンブルクで船積みを行いブエノス・アイレスに向かった英国籍船ニーナス号は、急遽モンテビデオに回航しなければならなかった。そしてこれをもってブエノス・アイレス向けの船積みは途絶えたのである。西海岸のバルパライソ、サンティアゴではある程度の売上げがあったが、リマでは不調であった。業績の悪化とともに株価も低落し、ついに

は額面を割るまでになった。この苦境を打開するため、総支配人ベッヒアーは1827年取締役会の委任を受けてベルリンに赴き、増資分の引受けを請願した。国王はフォン・フィンケ名義でさらに500株25,000 Tlr.を引受けを承諾したが、それはそれだけ会社経営に対するプロイセン政府介入の余地を広げることもなった。

1825年恐慌の影響は1827年にもなお残り、メキシコでも亜麻・絹製品の売行きは鈍化した。ブエノス・アイレスでも対ブラジル戦争の続行で不振であり、西海岸では適当な復荷を見出しえなかった。前年初めて東アジア（シンガポール、バタビア）向けにデンマーク・ホルシュタイン籍船ヘレーネ・テレーゼ号がハンブルクから出航したが、東インド市場もイギリス製品に抑えられており、ドイツ製品の喰い込む余地は少かった。わずかに対ブラジル貿易で、前年末プロイセンとハンザ諸都市がブラジルと通商条約を結んで関税が引下げられたため、砂糖を復荷とする取引拡大の見通しがついただけである。こうして1827年の決算内容はさらに悪化し、1828年9月6日の株主総会では、資本価値がすでに20%減少していることが報告されたのである。

続く1828、29年も不振であった。亜麻織物が良好な売行きを示したメキシコでも、スペイン軍隊の介入で経済的混乱が惹き起され、RWC支店の売行きは減少した。ブエノス・アイレスでも対ブラジル戦争は続行され、すでに当地向け船積みが停止されていたばかりではなく、会社資産も対岸のモンテビデオに移さざるをえなかった。1829年に戦争は終結したものの、続いて内乱が勃発し、景況の回復はついにみられなかった。さらに西海岸のリマでは1828年3月に地震が発生し、この被害のため取引不能の状態に陥っている。ブラジル、東アジアでも不振であった。このため1828/29年の収支は一層悪化し、資本価値はすでに67.5%にまで減少していた。

1830年3月2日の株主総会でEwald Adersが会社解散を提議したが、議長ケーラー・ボクミュールは時期尚早として採決にいたらめなかった。たしかにメキシコにおいては業績回復が認められるようになってはいた。しかし他地域ではおしなべて不振であり、この頃よりRWCの輸出にとってのメ

キシコ市場の重要性が浮彫りにされるようになってきた。1831年1月15日の株主総会では、対メキシコ輸出に照準を合わせて業務の集約化をはかることが決議された。しかしこの間にメキシコ駐在員の H. Schmidt は RWC から離れ、独立経営を始めている。ブエノス・アイレスでも 1830 年最終的に支店が閉鎖され、支配人 Schmaling は現地で引続き仲介商人として活動していくことになった。

1831年7月取締役会は全株主に回状を回し、メキシコ貿易専門の新会社設立の可否を問うた。すでに 540 株を所有し大株主となっていた国王を含めて 92 人が賛意を表し、73 人が反対、28 人が保留という反応であった。

1832年3月20日の株主総会で取締役会は資本価値が 44 % にまで落ち込んだことを明らかにして、解散を提議した。これは承認され、清算業務に移ることになった。

1833年7月10日の株主総会では、資本価値がさらに 31 % に減少したことが明らかにされた。この急減は少なからずメキシコにおける政治的混乱によるものであった。このため議長のフォン・カンブが新会社設立計画について質した時いかなる積極的発言もなく、フォン・カンブは取締役会の名をもって、「われわれはこの計画がこれをもって放棄されたものとみなす」ことを宣言したのである。すでに「ライン海外貿易会社」 Rheinisch-Ueberseeische Handels-Gesellschaft という商号も準備され、定款の大綱も作成されていた新会社設立構想⁹⁾は、これをもって立ち消えとなった。

1835年4月14日の株主総会では、資本価値が 8 % にまで落ちこんだことが明らかにされ、同年末には 5 % の払戻しが行われ、さらに 1841 年 2 % の払戻しが行われた。そして 1843 年 9 月 2 日の最後の株主総会で、最後の払戻しとして 1 株当たり 11.5 Tlr. が同年 10 月 1 日ケーラー・ボクミュールの下で支払われることが決定された。同時に最終的清算手続きの執行のため、Simons Köhler, Gustav Blank, Adrian Köhler の 3 人が清算人として選ばれ、この日付をもって RWC は最終的に消滅した。

四

以上 RWC の業務経過を概観してきたが、きわめて興味深いことは 1825 年恐慌のたった一回の打撃からついに立ち直れなかったということである。ベックマンは破綻の要因として、1825 年恐慌の外に、中南米での政治的不安定、南米西海岸での不振、東アジア市場の過大評価、外交体制の未成熟、総支配人ベッヒャーの経営的失敗、メキシコ支店支配人の人選の失敗、ドイツ製品の粗悪性、安易な委託販売の拡大、取引範囲の過度の拡大等を挙げて、もし旧来の北米市場とメキシコだけに取引先を限定していたら、あれほど早く解散する必要はなかったであろう、と結論している。¹⁰⁾

このような観方は、RWC の存続がドイツの工業資本のために望ましいという前提に立つものである。しかし RWC の存続が、少なくともブッパータールを中心とするラインラント・ベストファーレンの工業資本にとって、果して望ましいものであったか否かは問題であるといわなければならぬ。RWC の経営分析は、まずこの点から吟味し直されなければならない。そこでベックマンが附録として掲げている統計数値を利用して、この前提の妥当性を検討してみよう。

1821 年から 1831 年までの間に RWC によって輸出された 価額の品目別統計は第 1-1 表の通りであるが、これを仕入地別、品目別にそれぞれ構成比を計算してみると第 1-2 表のようになる。品目別比率では亜麻製品が際立って高く、これだけで 41.4 % を占め、ついで羊毛、綿、絹製品の順で、これら繊維製品だけで輸出総額の 80.8 % を占める。これに次ぐのが鉄・鋼製品で 5.8 %、陶器、ガラス器の 4.4 % である。定款で監査役の選出母体として認められている 7 業種の中、工業部門に属するのは 6 業種であるが、その中金物 Quincaillerie-Waaren の占める比率は 0.8 % に過ぎない。また陶・ガラス器はエスターライヒ・ペーメン、バイエルンだけで 76.1 % を占め極端な地域的偏倚をみせるが、しかしこの両仕入地とも、輸出総額の仕入地別比率ではそれぞれ 3.0 %、2.8 % と無視するに足る低率に留まっている。以上の

第1～1表

	プロイセン		ザクセン王国、 諸侯国	ハノーファー、 ベーザー地域	バイエルン王 国	ビュルテンベ ルク王国	クーアヘッセ ン	ラインヘッセ ン、ナサウ	バーデン	ブラウンシュ バイク	デンマーク・ ホルシュタイ ン	自由都市	エスターライ ヒ、ペーメン	スイス、 フランス	ネーダーラン ト	計	
	ライン州、マル ク、ベースト ファーレン	プロイセン東 部、シュレージ エン、ザクセン															
1 亜麻製品	260,144	2,213,947	469,180	156,357	57,534	25,000	40,065	—	—	—	—	—	15,692	15,380	34,620	3,287,919	1
2 羊毛製品	343,089	674,188	236,719	—	16,740	2,000	3,330	1,220	—	—	—	—	600	—	259,360	1,537,246	2
3 綿製品	205,301	48,606	598,876	—	12,557	800	1,500	—	—	—	—	1,450	—	64,888	1,280	935,258	3
4 絹・半絹製品	585,240	3,500	16,810	—	—	—	400	—	—	—	—	2,000	7,250	34,211	—	649,411	4
5 鉄・鋼・金属製品	434,851	433	39	—	3,628	—	350	660	—	—	—	—	4,470	—	19,540	463,971	5
6 金・銀糸	—	—	9,500	—	947	—	—	—	—	—	—	—	200	—	—	10,647	6
7 武器	14,330	—	7,835	—	2,000	—	—	400	—	—	—	—	—	—	112,310	136,875	7
8 金物、宝石細工	22,401	4,400	7,800	—	11,757	650	—	150	11,150	1,080	—	—	2,600	—	—	61,988	8
9 各種時計	—	—	—	—	3,090	1,320	—	—	2,400	—	—	200	12,219	9,850	—	29,079	9
10 皮革製品	21,745	7,220	3,740	—	—	2,200	—	450	—	—	2,000	—	—	—	—	37,355	10
11 帽子、煙草	5,500	4,200	1,500	—	400	—	6,300	4,800	—	—	—	6,900	—	—	—	29,600	11
12 紙、紙製品、書籍	29,970	433	2,160	—	10,300	—	13,420	—	900	—	—	9,421	—	—	—	66,604	12
13 楽器	—	16,320	6,360	—	5,110	1,070	6,580	2,637	2,600	—	1,000	—	6,488	—	—	48,165	13
14 陶器・ガラス器	4,370	4,500	48,230	10,300	82,902	—	—	—	11,708	1,200	—	—	180,909	—	2,200	346,319	14
15 精油、ワイン、 ジン等	18,442	810	1,260	250	402	—	—	18,135	402	—	9,970	6,500	—	1,055	—	57,226	15
16 小麦粉、小麦	—	29,590	—	—	—	—	—	—	—	—	12,020	4,310	—	—	—	45,920	16
17 保存食品、塩漬肉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,100	—	—	—	2,280	5,380	17
18 蠟	—	17,800	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,895	18
19 その他	3,897	6,431	18,471	3,010	18,484	—	2,960	10,748	2,350	300	—	37,084	4,146	—	4,217	112,098	19
20 亜鉛	1,800	1,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,500	20
21 鉄、鋼、北方物産	354	6,400	—	—	—	—	—	—	—	—	12,430	36,239	1,500	—	—	56,923	21
22 計	1,951,434	3,040,478	1,428,575	169,917	225,851	33,040	74,905	39,200	31,510	2,580	40,520	104,104	236,074	125,384	435,807	7,939,379	22

第1～2表

	プロイセン				ザクセン王国、 諸侯国		ハノーファー、 ベーザー地域		バイエルン王 国		ビュルテンベ ルク王国		クーアヘッセ ン		ラインヘッセ ン、ナサウ		バーデン		ブラウンシュ バイク		デンマーク・ ホルシュタイ ン		自由都市		エスターライ ヒ、ペーメン		スイス、 フランス		ネーダーラン ト		計		
	ライン州、マル ク、ベスト ファーレン	プロイセン東 部、シュレージ ェン、ザクセン																															
1 亜麻製品	13.3	7.9	72.8	67.3	32.8	14.3	92.0	4.8	25.5	1.8	75.7	0.8	53.5	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.7	0.5	12.3	0.5	7.9	1.1	41.4	100.0	1
2 羊毛製品	17.6	22.3	22.2	43.9	16.6	15.4	—	—	7.4	1.1	6.1	0.1	4.5	0.2	3.1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.0	—	—	59.5	16.9	19.4	100.0	2
3 綿製品	10.5	22.0	1.6	5.2	41.9	64.0	—	—	5.6	1.3	2.4	0.1	2.0	0.2	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	0.2	—	—	51.8	6.9	0.3	0.1	11.8	100.0	3
4 絹・半絹製品	30.0	90.1	0.1	0.5	1.2	2.6	—	—	—	—	—	—	0.5	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9	0.3	3.1	1.1	27.3	5.3	—	—	8.2	100.0	4
5 鉄・鋼・金属製品	22.3	93.7	0.0	0.1	0.0	0.0	—	—	1.6	0.8	—	—	0.5	0.1	1.7	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	1.9	1.0	—	—	4.5	4.2	5.8	100.0	5
6 金・銀糸	—	—	—	—	0.7	89.2	—	—	0.4	8.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	1.9	—	—	—	—	0.1	100.0	6
7 武器	0.7	10.5	—	—	0.6	5.7	—	—	0.9	1.5	—	—	—	—	1.0	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25.8	82.1	1.7	100.0	7
8 金物、宝石細工	1.2	36.1	0.1	7.1	0.6	12.6	—	—	5.2	19.0	2.0	1.1	—	—	0.4	0.2	35.4	18.0	41.9	1.7	—	—	—	—	1.1	4.2	—	—	—	—	0.8	100.0	8
9 各種時計	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	10.6	4.0	4.5	—	—	—	—	7.6	8.3	—	—	—	—	0.2	0.7	5.2	42.0	7.9	33.9	—	—	0.4	100.0	9
10 皮革製品	1.1	58.2	0.2	19.3	0.3	10.0	—	—	—	—	6.7	5.9	—	—	1.2	1.2	—	—	—	—	4.9	5.4	—	—	—	—	—	—	—	—	0.5	100.0	10
11 帽子、煙草	0.3	18.6	0.1	14.2	0.1	5.1	—	—	0.2	1.4	—	—	8.4	21.3	12.2	16.2	—	—	—	—	—	—	6.6	23.3	—	—	—	—	—	—	0.4	100.0	11
12 紙、紙製品、書籍	1.5	45.0	0.0	0.7	0.2	3.2	—	—	4.6	15.5	—	—	17.9	20.2	—	—	2.9	1.4	—	—	—	—	9.1	14.1	—	—	—	—	—	—	0.8	100.0	12
13 楽器	—	—	0.5	33.9	0.5	13.2	—	—	2.3	10.6	3.2	2.2	8.8	13.7	6.7	5.5	8.3	5.4	—	—	2.5	2.1	—	—	2.8	13.5	—	—	—	—	0.6	100.0	13
14 陶器、ガラス器	0.2	1.3	0.2	1.3	3.4	13.9	6.1	3.0	36.7	23.9	—	—	—	—	—	—	37.2	3.4	46.5	0.4	—	—	—	—	76.6	52.2	—	—	0.5	0.6	4.4	100.0	14
15 精油、ワイン、 ジン等	1.0	32.2	0.0	1.4	0.1	2.2	0.2	0.4	0.2	0.7	—	—	—	—	46.3	31.7	1.3	0.7	—	—	24.6	17.4	6.2	11.4	—	—	0.8	1.8	—	—	0.7	100.0	15
16 小麦粉、小麦	—	—	1.0	64.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29.7	26.2	4.1	9.4	—	—	—	—	—	—	0.6	100.0	16
17 保存食品、塩漬肉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.7	57.6	—	—	—	—	—	—	0.5	42.4	0.1	100.0	17
18 蠟	—	—	0.6	99.5	0.0	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	100.0	18
19 その他	0.2	3.5	0.2	5.7	1.3	16.5	1.8	2.7	8.2	16.5	—	—	4.0	2.6	27.4	9.6	7.5	2.1	11.6	0.3	—	—	35.6	33.1	1.8	3.7	—	—	1.0	3.8	1.4	100.0	19
20 亜鉛	0.1	51.4	0.1	48.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	100.0	20
21 鉄、鋼、北方物産	0.0	0.6	0.2	11.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30.7	21.8	34.8	63.7	0.6	2.6	—	—	—	—	0.7	100.0	21
22 計	100.0	24.6	100.0	38.3	100.0	18.0	100.0	2.1	100.0	2.8	100.0	0.4	100.0	0.9	100.0	0.5	100.0	0.4	100.0	0.0	100.0	0.5	100.0	1.3	100.0	3.0	100.0	1.6	100.0	5.5	100.0	100.0	22

各欄左側の数値は仕入地毎の品目別構成比、右側の数値は品目毎の仕入地別構成比

ことから繊維製品と鉄・鋼製品とが、とりわけ前者がRWCのもっとも重要な取扱商品だったといつてよい。

また仕入地別比率をみると、プロイセン東部諸州が38.3%で首位に立ち、プロイセン西部2州が24.6%でこれに次ぎ、プロイセンだけで62.9%を占める。これに3位のザクセン諸国を加えると80.9%、4位のネーダーラントを加えると86.5%に達する。RWCはたしかに全ドイツばかりか周辺諸国の製品までも取扱つてはいるものの、主な仕入地はプロイセンとザクセン、それにせいぜいネーダーラント¹¹⁾に集中していた。すなわち、プロイセン東部とザクセンを合わせたドイツ中・東部とラインラント、ベストファーレン・ネーダーラントを合わせた西部との両工業的中心地の繊維製品と金属製品とを中南米市場に輸出することに、その業務の重点を置いていたということになるろう。

ところで最重要商品の亜麻製品についてみると、プロイセン東部諸州だけで67.3%を占め、これにザクセンを加えると81.6%に達する。またプロイセン東部だけについてみると、亜麻製品は総輸出額の72.8%を占め、これに羊毛製品を合わせると95%という高率を示す。羊毛製品についても、プロイセン東部だけで43.9%を輸出しており、亜麻製品ほどではないにしても、仕入地としてのプロイセン東部の比重はきわめて大きい。これに対して仕入地別では全体として第二位のプロイセン西部は、出荷総額の中で絹・半絹製品が30.0%、金属製品が22.3%で一、二位を占め、これに羊毛、亜麻、綿製品の順序で続き、以上5品目だけで93.7%を占めている。ここでも特定品目への集中は激しいが、プロイセン東部と較べると均衡のとれた品目構成になっている。しかしこの5品目の対全国比をみると、絹・半絹製品で90.1%、金属製品で93.7%というプロイセン東部の亜麻製品以上の地域的偏倚を示している。これに対して羊毛製品は22.3%でプロイセン東部に次ぎ、ネーダーラントの16.9%、ザクセンの15.4%を上回っているが、亜麻製品では7.9%とザクセンの14.3%を下回っている。綿製品は22.0%の比率を示すが、ザクセンの64.0%には及ぶべくもない。またザクセンについてみれば、

綿製品 41.9%, 亜麻製品 32.8% でこの両品目だけで 74.7% を占める。ネーダーラントは羊毛製品だけで 59.5% を占め、これに武器の 25.8% を加えると 85.3% という高率を占める。

こうしてみると、主要5品目の仕入地はそれぞれ特定の地域に偏っていることがわかるが、羊毛製品はそれでも分散度が比較的高い。結局プロイセン東部の亜麻製品、ザクセンの綿製品、プロイセン西部の絹・半絹製品及び金属製品が各地域の代表的商品として浮かび上がってくる。この場合極端な地域的偏倚を示す金属製品を別にすれば、これら繊維製品は相互に補完関係に立つと同時に、かなりの程度まで代替関係にも立ちうる商品群である。¹²⁾ このことはとりまなおさず、中南米市場をめぐるプロイセン東部の亜麻繊維業者、西部の絹・半絹業者、それにザクセンの綿繊維業者が「ドイツ」輸出工業振興の旗の下に、実は熾烈な競争を展開していたことを示唆するものである。

ところで、ラインラント・ベストファーレンの工業家たちは、建前としては地域的利益の主張は控え、「祖国」の利益を謳い上げざるをえなかったとしても、RWC のこのような実績は、恐慌のあおりをくった活動低下は言うまでもないとして、果してかれらにとって満足のいくものであったのだろうか。少なくともプロイセン東部産亜麻製品の取扱比率の異常ともいえる高さ、これにザクセンの綿製品を加えるならばドイツ中・東部の比重はさらに増大するのであるが、このような品目構成がかれらにとって歓迎すべきことであったとは考えにくい。

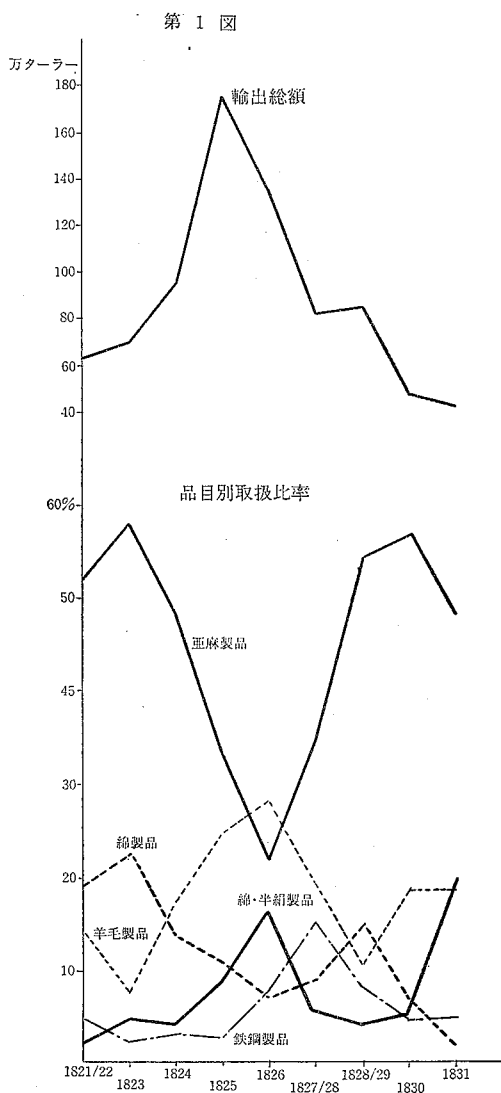
ここで主要5品目の年度別取扱比率の変化を追ってみよう。第2表および第1図上段で示されるように、RWC の業績は輸出価額の変動に如実に示されているが、主要5品目の年度別取扱比率はそれぞれ独自の変動を示している。とりわけ興味深いことは、第1図下段から明らかなように羊毛-、絹・半絹-、金属製品と亜麻-、綿製品との両商品群が対照的な動きをみせているばかりでなく、前者の最高値と後者の最低値がともに1826年に記録され、輸出総額がピークに達した1825年とは時差が生じていることである。とまれ、絹・半絹製品と亜麻-、綿製品との動きがもっとも鋭い対照をなしている

第 2 表

	1821/22	1823	1824	1825	1826	1827/28	1828/29	1830	1831	計	
1 亜麻製品	331,430 52.3	409,350 58.2	457,560 48.3	578,400 33.3	295,360 21.8	286,470 34.9	462,020 54.3	268,393 56.9	199,936 48.1	3,287,919 41.4	1
2 羊毛製品	89,100 14.1	52,150 7.4	163,590 17.3	430,470 24.8	386,490 28.5	159,400 19.4	90,070 10.6	88,382 18.7	77,594 18.7	1,537,246 19.4	2
3 綿製品	122,540 19.3	159,110 22.6	130,900 13.8	185,950 10.7	95,000 7.0	73,470 9.0	127,043 14.9	32,589 6.9	8,656 2.1	935,258 11.8	3
4 絹・半絹製品	12,630 2.0	33,570 4.8	40,390 4.3	154,380 8.9	223,530 16.5	44,090 5.4	34,473 4.1	23,859 5.1	82,489 19.8	649,411 8.2	4
5 鉄・鋼・金属製品	28,500 4.5	16,400 2.3	29,140 3.1	48,490 2.8	105,670 7.8	123,010 15.0	69,962 8.2	22,057 4.7	20,742 5.0	463,971 5.8	5
6 金・銀糸	— —	— —	— —	— —	10,100 0.8	490 0.1	57 0.0	— —	— —	10,647 0.1	6
7 武器	— —	— —	— —	115,280 6.6	7,520 0.5	10,630 1.3	1,669 0.2	1,776 0.4	— —	136,875 1.7	7
8 金物, 宝石細工	10,600 1.7	4,100 0.6	15,290 1.6	16,300 0.9	7,210 0.5	550 0.1	2,437 0.3	5,501 1.2	— —	61,988 0.8	8
9 各種時計	— —	— —	— —	5,310 0.3	14,490 1.1	6,100 0.7	3,179 0.4	— —	— —	29,079 0.4	9
10 皮革製品	8,900 1.4	3,000 0.4	4,480 0.5	12,570 0.7	5,650 0.4	810 0.1	1,945 0.2	— —	— —	37,355 0.5	10
11 帽子, 煙草	3,050 0.5	5,350 0.8	3,970 0.4	11,760 0.7	3,770 0.3	1,700 0.2	— —	— —	— —	29,600 0.4	11
12 紙, 紙製品等	1,850 0.3	3,100 0.4	5,230 0.6	20,470 1.2	24,350 1.8	4,380 0.5	4,754 0.6	2,470 0.5	— —	66,604 0.8	12
13 楽器	— —	1,850 0.3	4,840 0.5	15,310 0.9	14,100 1.0	4,400 0.5	2,158 0.3	5,130 1.1	377 0.1	48,165 0.6	13
14 陶器, ガラス器	11,000 1.7	11,150 1.6	37,720 4.0	79,630 4.6	70,600 5.2	62,570 7.6	44,363 5.2	5,574 1.2	23,712 5.7	346,319 4.4	14
15 精油, ワイン, ジン等	4,400 0.7	2,300 0.3	5,970 0.6	12,330 0.7	24,500 1.8	5,250 0.6	1,141 0.1	— —	1,335 0.3	57,226 0.7	15
16 小麦粉, 小麦	— —	1,800 0.3	26,360 2.8	— —	1,340 0.1	16,420 2.0	— —	— —	— —	45,920 0.6	16
17 保存食品, 塩漬肉	— —	— —	— —	— —	3,100 0.2	2,280 0.3	— —	— —	— —	5,380 0.1	17
18 蠟	— —	— —	— —	— —	17,700 1.3	100 0.0	95 0.0	— —	— —	17,895 0.2	18
19 その他	10,000 1.6	770 0.1	22,680 2.4	27,010 1.6	14,440 1.1	13,210 1.6	6,321 0.7	16,410 3.5	1,257 0.3	112,098 1.4	19
20 亜鉛	— —	— —	— —	— —	3,500 0.3	— —	— —	— —	— —	3,500 0.0	20
21 鉄, 鋼, 北方物産	— —	— —	— —	24,200 1.4	26,300 1.9	5,970 0.7	453 0.1	— —	— —	56,923 0.7	21
22 計	634,000 100.0	704,000 100.0	948,120 100.0	1,737,860 100.0	1,354,720 100.0	821,300 100.0	851,140 100.0	472,141 100.0	416,098 100.0	7,939,379 100.0	22

各欄上段の数値は実数値 単位 Pr. Ct. Taler, 下段の数値は品目別構成比。なおベックマンは1826年の輸出総額を1,554,720 Tlrと
しているがこれは計算間違いである。A. Beckmann, a. a. O., S. 103.

第 1 図



ことは示唆的である。

以上のことは両商品群が競合関係に立っていたことを明瞭に示している。しかも 1826 年以降 RWC の輸出額が急減していく過程で、亜麻、綿製品とは逆に絹・半絹製品の取扱比率が低下していったことは、RWC の存在価値がラインラント・ベストファーレンの工業家たちにとってより急激に失われ始めたことを窺わせるものである。

このことは第 3 表に示されるように、委託取引の急激な落ちこみによっても確かめられる。これは 1820 年代の後半、西部の工業家たちが輸出機関としての RWC の役割に、疑問を抱きはじめたことを物語っているのではない。またそのこと自体が、RWC の存在価値を一層減少させていったのではないだろうか。

プロイセン国王がメキシコ貿易専門の新会社の設立に積極的であったことを考え合わせると、RWC がこのような性格の企業であるかぎり、西部の絹・

第 3 表

仕 向 地	自己取引	委託取引	計	
1827. 2. 1~ 1828. 7. 31	メキシコ合衆国	163,000	108,500	271,500
	ブエノス・アイレス	56,000	84,000	140,000
	チリ、ペルー	127,000	138,000	265,000
	その他(アメリカ)	64,000	20,000	84,000
	東インド	17,000	44,000	61,000
計	427,000	394,500	821,500	
1828. 8. 1~ 1830. 1. 31	メキシコ合衆国	248,700	144,000	392,700
	ブエノス・アイレス	62,300	61,200	123,500
	チリ、ペルー	168,500	82,200	250,700
	その他(アメリカ)	44,240	40,000	84,240
	東インド	—	—	—
計	523,740	327,400	851,140	

単位 Pr. Ct. Taler. 1827/28 の輸出総額は第 2 表の数値と一致しない。
A. Beckmann, a. a. O., S. 108.

半絹工業を利する以上に東部の亜麻工業、中部の綿工業を利する結果にならざるをえないとの、つまりライン西インド会社が実質的には「エルベ西インド会社」として機能せざるをえないとの危惧を西部の工業家たちに持たせるような事情が働いていたことは、十分考えられることである。またこのような認識に立った時、かれらは株主としての判断よりも荷主としてのそれを優先させ、RWCの存続そのもの、したがって新会社の設立にも否定的な態度に傾いていったのではない¹³⁾か。

この推論は、RWCの存続にとって1825年恐慌がどこまで致命的打撃になりえたのか、という疑問にも連なる。輸出額急減の中で次第にメキシコ市場に照準が合わされ、会社の自己計算による買付量が相対的に増大するにつれて、亜麻製品の取扱比率も急速に回復する。それは結果的に亜麻製品の需要が回復したというよりも、輸出品目構成の中で亜麻製品の比率を高めざるをえないような内部的圧力が働いた結果ではないのか。定款によって大株主プロイセン国王の議決権は4票に制限されていたとはいえ、RWC自体が国王の認可によって存立している以上、経営戦略の意志決定過程において政府が何らかの影響力を行使しなかったとは考えにくい。逆に西部の工業家たちが、この会社の存続がいたずらに中・東部、すなわち己の競争相手を利する結果に終ることを認識した時、経営環境の変化を利用して、つまりベルギー独立(1830年)、ライン航行条約締結(1831年)、そしてエルバーフェルト商業会議所設立¹⁴⁾(1831年)等の新しい状況を生かしながら、より適合的な形で輸出機構を構築していこうとの選択を行ったとしても、むしろ当然というべきであろう。ライン西インド会社の難破は、ドイツ工業一般の脆弱性よりも、ドイツ西部と東部との構造的対立にこそまず求められるべきではなかろうか、というのが本ノートのさしあたりの小括である。

1) 筆者稿「Brügelmann 工場とドイツ産業革命」『社会経済史学』36巻6号、1971年所収。

2) RWCについて基本的文献としては August Beckmann, *Die Rheinisch-Westindische Kompagnie; ihr Wirken und ihre Bedeutung*, 1915. および H.-J. Oehm, *Die Rheinisch-Westindische Kompagnie*, Neustadt a. d. Aisch 1968. Bergische

Forschungen, Bd. VII. があげられるが、本稿執筆までに後者を入手することができなかった。したがって以下の叙述はもっぱら前者に依拠したものである。紙数の制約上、ベックマンの引用注記は特別の場合をのぞいて省略する。なお同時代文献としては、Albert Franz Jöcher, *Die Handelsschule. Real-Encyklopädie der Handelswissenschaften*, Bd. 3, Quedlinburg u. Leipzig 1835, S. 327—339 に RWC についてのかかなり詳細な記述があり、ベックマン書には抜粋しか載っていない定款の全文が収録されている。したがって定款の紹介の際はこれに拠った。

- 3) アーダースの略伝については、Gerhart Werner, Aders, in NDB. Bd. 1, S. 66. を参照。
- 4) その内訳はエルパーフェルト 13 人, パルメン 11 人, シュベルム 8 人, パルト 3 人, レムシャイト 2 人, ロンスドルフ 2 人, ライト 2 人, グラートバハ 1 人, ハーゲン 1 人, ランゲンベルク 1 人である。A. Beckmann, a. a. O., S. 7.
- 5) 取締役選ばれたのはアーダースの外, Abraham Troost, Joh. Christian Jung, Balentin Heilmann, Peter Winkelmann である。A. Beckmann, a. a. O., S. 15.
- 6) 監査役に選ばれたのは, Joh. Casp. Engels, Gerh. von Carnap, Joh. Pet. Campermann (パルメン), Friedr. v. Scheibler, Heinr. Schmidt sen. (イザローン), Josua Hasenclever (レムシャイト), August Sternenberg (シュベルム) である。A. Beckmann, a. a. O., S. 15.
- 7) A. F. Jöcher, a. a. O., S. 477.
- 8) すでに 18 世紀のうちに, シュレージエン—オーダー河—運河—エルベ河—ハンブルクという物流ルートが形成され, プロイセンの貿易にとってハンブルクがもっとも重要な位置を占めるにいたったことについては, 高橋清四郎『ドイツ商業史研究』お茶の水書房, 1977 年のきわめて示唆に富む行論を参照。
- 9) A. F. Jöcher, a. a. O., S. 338.
- 10) A. Beckmann, a. a. O., S. 94—98.
- 11) ネーダーラント, すなわち後のベルギーの毛織物の比率が小さくないことは, 用船, 海上火災保険, 積出港 (アントワープ) 等で RWC がネーダーラントに大きく依存しなければならなかった代償と考えるべきであろう。しかしそれはライン毛織物業にとっては, きわめて不利な条件となったはずである。
- 12) 当時の半絹製品が絹綿交織であり, 綿製品と事実上区別することが困難であったことは, 筆者稿, *Die Wuppertaler Unternehmer in den Dreißiger Jahren des 19. Jahrhunderts in: Hokudai Economic Papers*, Vol. 3, 1972/73 を参照。またシュレージエン産輸出麻織物の主要品目といわれる *Platillas* が, 綿を素材として含んでいなかったかという点検も, なお残された課題である。A. Beckmann, a. a. O., S. 63. ドイツ各地の綿織業者が亜麻あるいは絹との交織によって製品差別化を行っていたことは, 当時の特徴的な事情だからである。

- 13) ブッパータールでも RWC に対して何人かの有力な業者は当初から否定的態度をとり (たとえば Frowein), 独自の販売組織をつくり上げていった。Wolfgang Hoth, *Die Industrialisierung einer rheinischen Gewerbestadt—dargestellt am Beispiel Wuppertal*, Köln 1975, S. 122. またかの Friedrich Harkort が異った立場からではあるが, 1833 年に公表した論文の中で RWC を批判している。Martin Schumacher, *Auslandsreisen deutscher Unternehmer 1750—1851 unter besonderer Berücksichtigung von Rheinland und Westfalen*, Köln 1968, S. 145.
- 14) ブッパータール工業製品の輸出にとって会議所設立は画期的意義を持っていた。W. Hoth, a. a. O., S. 123. 会議所がある意味では RWC の, ブッパータール工業にとってより適合的な後身とみなされうすることは, たとえば, RWC のブッパータールに居住する初代取締役, 監査役 7 人 (すでに死去した 2 人をのぞく) のうち 3 人が会議所の初代議員ないし議員代理に選出されていることからしてもいえることである。*Industrie-und Handelskammer Wuppertal 1831—1956*, S. 21.
- 15) RWC での経験を生かして, RWC 解散後も中南米貿易に携った者の例として, メキシコ支店支配人であったシュミットやブエノス・アイレス支店支配人であったシュマーリングの例をベックマンは挙げているが, もっとも重要なのはレムシャイト出身で鉄・鋼製品担当監査役を勤めたヨシュア・ハーゼンクレーバーの例であろう。かれはドイツ製品の南米市場開拓に巨大な足跡を残した者として, 経営史的分析の本格的対象に加えられるべき一人であるが, さしあたり Adolf Hasenclever, Josua Hasenclever (1783—1853) in: *Rheinisch-Westfälische Wirtschaftsbiographien*, Bd. 1, Münster 1932, S. 373—391. を参照。

附 記

歴史研究にとって地理的感覚が不可欠のものであることをお教え下さった大爺栄一教授に, 深い感謝をこめてこの拙いノートを捧げます。